

大津市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

令和5年8月30日提出

大津市長 佐藤 健司

大津市手数料条例の一部を改正する条例

大津市手数料条例（平成12年条例第12号）の一部を次のように改正する。

別表第31項第1号中「当該許可を受けた者から営業を譲り受けた者が申請する場合又は」を削り、「譲り受け営業等」を「継続営業」に改め、同項第2号から第32号までの規定中「譲り受け営業等」を「継続営業」に改め、同表第33項第1号中「(理容所又は美容所の開設者から営業を譲り受けた者が受ける検査の場合にあっては、13,000円)」を削り、同表第35項中「(当該許可を受けた者から営業を譲り受けた者が申請する場合にあっては、16,000円)」を削り、同表第36項第1号中「当該許可を受けた者から営業を譲り受けた者が申請する場合にあっては16,000円、」を削り、「12,000円」を「、12,000円」に改め、同項第2号中「又は第3条の3第1項」を「、第3条の3第1項又は第3条の4第1項」に改め、同表第37項中「(当該許可を受けた者から営業を譲り受けた者が申請する場合にあっては、16,000円)」を削り、同表第40項第1号中「(クリーニング所を開設している営業者から営業を譲り受けた者が受ける検査の場合にあっては、13,000円)」を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日又は生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和5年法律第52号）の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前にこの条例による改正前の大津市手数料条例別表第31項、第33項、
第35項から第37項まで又は第40項に規定する営業について譲渡があった場合における
当該営業を譲り受けた者については、なお従前の例による。

大津市旅館業法施行条例の一部を改正する条例の制定について

令和5年8月30日提出

大津市長 佐藤 健司

大津市旅館業法施行条例の一部を改正する条例

大津市旅館業法施行条例（平成20年条例第48号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項及び第3項中「及び第3条の3第3項」を「、第3条の3第2項及び第3条の4第3項」に改める。

第4条中「第5条第3号」を「第5条第1項第4号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日又は生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和5年法律第52号）の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定
について

令和5年8月30日提出

大津市長 佐藤 健司

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
(大津市監査委員条例の一部改正)

第1条 大津市監査委員条例(昭和31年条例第18号)の一部を次のように改正する。

第6条中「第243条の2の2第3項」を「第243条の2の8第3項」に改める。

(大津市水道事業、下水道事業及びガス事業の設置等に関する条例の一部改正)

第2条 大津市水道事業、下水道事業及びガス事業の設置等に関する条例(昭和41年条例第38号)の一部を次のように改正する。

第6条中「第243条の2の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改める。

(昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例の一部改正)

第3条 昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例(平成元年条例第2号)の一部を次のように改正する。

第3条中「第243条の2の2」を「第243条の2の8」に改める。

(大津市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正)

第4条 大津市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例(令和2年条例第1号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第243条の2第1項」を「第243条の2の7第1項」に、「第243条の2の2第3項」を「第243条の2の8第3項」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例
の整理に関する条例の制定について

令和5年8月30日提出

大津市長 佐藤 健司

漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例
の整理に関する条例

次に掲げる条例の規定中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改め
る。

- (1) 大津市漁港等管理条例（昭和55年条例第2号）第1条
- (2) 大津市伝統的建造物群保存地区保存条例（平成元年条例第59号）第7条第16号
- (3) 大津市風致地区内における建築等の規制に関する条例（平成16年条例第5号）第3条第
19号
- (4) 大津市港湾の管理に関する条例（平成20年条例第54号）第1条

附 則

この条例は、公布の日又は漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律（令和
5年法律第34号）の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

大津市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

令和5年8月30日提出

大津市長 佐藤 健司

大津市火災予防条例の一部を改正する条例

大津市火災予防条例（昭和37年条例第17号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項中「の各号」を削り、同項第3号の2中「キュービクル式のものにあっては、」を削り、同項第3号の3中「すき間」を「隙間」に改め、同条第2項中「おおわれた」を「覆われた」に改める。

第12条の2第1項第4号中「雨水等」を「その筐体は雨水等」に改める。

第14条第1項を次のように改める。

蓄電池設備（蓄電池容量が10キロワット時以下のもの及び蓄電池容量が10キロワット時を超え20キロワット時以下のものであって蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準（令和5年消防庁告示第7号）第2に定めるものを除く。以下同じ。）は、地震等により容易に転倒し、亀裂し、又は破損しない構造としなければならない。この場合において、開放形鉛蓄電池を用いたものにあっては、その電槽は、耐酸性の床上又は台上に設けなければならない。

第14条第3項を次のように改める。

3 第1項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備（柱上及び道路上に設ける電気事業者用のもの、蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準第3に定めるもの並びに消防局長又は消防署長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式のものを除く。）にあっては、建築物から3メートル以上の距離を保たなければならない。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。

第14条第4項中「第2項並びに本条第1項」を「第12条の2第1項第4号」に改める。

第45条第13号中「蓄電池設備」の次に「(蓄電池容量が20キロワット時以下のものを除く。)」を加える。

別表第3厨房設備の項を次のように改める。

厨房設備	気体燃料 不燃以外	開放式	組込型こんろ・グリル付 こんろ・グリドル付こんろ、キャビネット型こんろ・グリル付 こんろ・グリドル付こんろ	14kW以下	100	15注	15	15注	機器本体上方の側方又は後方の離隔距離を示す。
			据置型レンジ	21kW以下	100	15注	15	15注	
		開放式	組込型こんろ・グリル付 こんろ・グリドル付こんろ、キャビネット型こんろ・グリル付 こんろ・グリドル付こんろ	14kW以下	80	0	—	0	
			据置型レンジ	21kW以下	80	0	—	0	
	固体燃料 不燃以外	木炭を燃料とするもの	炭火焼き器	—	100	50	50	50	
		木炭を燃料とするもの	炭火焼き器	—	80	30	—	30	
	上記に分類されないもの	使用温度が800℃以上のもの	—	250	200	300	200		
		使用温度が300℃以上800℃未満のもの	—	150	100	200	100		
		使用温度が300℃未満のもの	—	100	50	100	50		

附 則

(施行期日)

- この条例は、令和6年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に設置されている燃料電池発電設備、変電設備、内燃機関を原動力とする発電設備及びこの条例による改正後の大津市火災予防条例（以下「新条例」という。）第14条第1項に規定する蓄電池設備（附則第4項に規定するものを除く。次項において同じ。）（以下この項において「燃料電池発電設備等」という。）又は現に設置の工事中である燃料電池発電設備等のうち、新条例第12条第1項第3号の2（新条例第9条の3第1項及び第3項、第12条第3項、第13条第2項及び第3項並びに第14条第2項及び第4項において準用する場合を含む。）の規定に適合しないものについては、これらの規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている新条例第14条第1項に規定する蓄電池設備のうち、同項の規定に適合しないものについては、同項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 新条例第14条第1項に規定する蓄電池設備に新たに該当することとなるもののうち、この条例の施行の際現に設置されているもの及びこの条例の施行の日から起算して2年を経過する日までの間に設置されたもので、同条の規定に適合しないものについては、当該規定は適用しない。

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結することについて、大津市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第21号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

令和5年8月30日提出

大津市長 佐藤 健司

- | | |
|----------|---|
| 1 工事名 | 大津市公設地方卸売市場冷蔵施設改修工事 |
| 2 工事場所 | 大津市瀬田大江町 |
| 3 工事概要 | 冷蔵機器設備搬入据付工事 一式
配管設備工事 一式
動力配線工事 一式
計装配線工事 一式
撤去工事 一式
その他電気設備工事 一式 |
| 4 契約方法 | 随意契約 |
| 5 契約金額 | 440,110,000円 |
| 6 契約の相手方 | 東京都新宿区四谷一丁目6番1号
日本熱源システム株式会社 |

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結することについて、大津市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第21号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

令和5年8月30日提出

大津市長 佐藤 健司

- | | |
|----------|---------------------------------|
| 1 工事名 | 北部クリーンセンター解体撤去工事 |
| 2 工事場所 | 大津市伊香立北在地町 |
| 3 工事概要 | 解体延床面積 9,347 平方メートル
解体撤去工 一式 |
| 4 契約方法 | 一般競争入札 |
| 5 契約金額 | 1,592,322,600 円 |
| 6 契約の相手方 | 株式会社浅沼組
契約締結者 |

京都市中京区烏丸通り夷川上ル少将井町245番地1

株式会社浅沼組京滋営業所長

議案第122号

民事調停について

次のとおり民事調停を成立させることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求める。

令和5年8月30日提出

大津市長 佐藤 健司

1 管轄裁判所及び事件名

大津簡易裁判所令和4年（ニ）第■号土地使用損害金確定請求事件

2 当事者

申立人 ■

申立人 ■

大津市御陵町3番1号

相手方 大津市

3 調停条項

- (1) 当事者双方は、次項記載の土地（以下「本件土地」という。）のうち、申立人らが占有する部分（以下「本件占有土地」という。）の面積が292.9平方メートルであることを確認する。
- (2) 申立人らは、相手方に対し、令和6年2月末日限り、本件占有土地上に存在する第5項記載の建物（以下「本件建物」という。）を収去して、本件占有土地を更地にして明け渡す。なお、本件建物の収去費用は、申立人らの負担とする。
- (3) 申立人らが、前号の本件占有土地の明渡しを遅滞したときは、申立人らは、相手方に対し、

連帯して、令和6年3月1日から明渡済みまで1日当たり2,710円の割合による違約金を支払う。

- (4) 申立人らは、相手方に対し、連帯して、本件紛争解決金として、1,575,120円の支払義務があることを認める。
- (5) 申立人らは、相手方に対し、連帯して、前号の金員を、令和5年11月末日限り、相手方が指定する口座に振り込む方法により支払う。ただし、振込手数料は申立人らの負担とする。
- (6) 申立人らは、その余の請求を放棄する。
- (7) 申立人ら及び相手方は、申立人ら及び相手方との間には、本件土地に関し、この調停条項に定めるほか、何らの債権債務のないことを相互に確認する。
- (8) 調停費用は、各自の負担とする。

4 本件土地の表示

所 在 [REDACTED]
地 目 宅地
地 積 1,008 平方メートル

5 本件建物の表示

敷地の所在 [REDACTED]
家屋番号 未登記につき無し
構 造 木造瓦葺 2階建て
床 面 積 1階 95.56 平方メートル、2階 40.74 平方メートル

(参考)

事件の概要

法定外公共物である本件土地に建築された本件建物を所有している申立人らが、本件土地について借地権を有することを確認するとともに、仮に借地権が認められない場合には申立人らが本件土地を本市に引き渡す際に支払うべき本件土地の使用に係る損害金相当額を確定することを求めたもの

議案第123号

民事調停について

次のとおり民事調停を成立させることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求める。

令和5年8月30日提出

大津市長 佐藤 健司

1 管轄裁判所及び事件名

大阪簡易裁判所令和5年（ノ）第130号債務不存在確認請求調停事件

2 当事者

東京都港区芝二丁目32番1号

申立人 株式会社長谷工コーポレーション

大津市御陵町3番1号

相手方 大津市

3 調停条項

(1) 申立人は、相手方に対し、次項記載の土地（以下「本件土地」という。）の南側地中に埋設されていた相手方所有の東西方向に延びるヒューム管（以下「本件排水管」という。）について、通水の有無の調査確認義務等を怠って撤去したこと（以下「本件撤去」という。）を認め、真摯に謝罪する。

(2) 申立人は、相手方に対し、本件撤去について58,000,000円の損害賠償支払義務があることを認める。

(3) 申立人と相手方は、本件土地に設置されている仮設配管（以下「本件仮設配管」という。）の設置期間が令和5年10月31日で終了することを相互に確認し、相手方において、本件仮設配管を撤去するものとし、本件仮設配管の撤去工事及びこれに附帯する工事（以下「仮

設配管等撤去工事」という。)について、申立人は全面的に協力する。ただし、台風到来などによる大雨等の影響により、当該設置期間の満了までに仮設配管等撤去工事を行うことで冠水被害等が発生するおそれがあるが、合理的に予測される場合は、当該設置期間についてこの限りではなく、申立人及び相手方は、当該設置期間について再調整を行う。

- (4) 相手方は、仮設配管等撤去工事の完了後、本件土地部分に残置する本件排水管の一部を、前号の設置期間の満了時点において、申立人に対し、50,000円で売り、申立人はこれを買い受ける。申立人及び相手方は、当該残置する本件排水管の一部について相手方が契約不適合責任等のいかなる責任も負わないことを確認する。
- (5) 申立人は、相手方に対し、第2号及び前号の債務の履行として、第2号及び前号の金員を令和5年11月30日限り（同年10月31日までに仮設配管等撤去工事が完了しない場合にあっては、仮設配管等撤去工事の完了の通知を受けた日から30日以内）、相手方が指定する口座に振り込む方法により支払う。ただし、振込手数料は申立人の負担とする。
- (6) 申立人及び相手方は、申立人及び相手方との間には、本件に関し、この調停条項に定めるほか、何らの債権債務のないことを相互に確認する。
- (7) 調停費用は、各自の負担とする。

4. 本件土地の表示

所 在 大津市におの浜二丁目1番14

地 目 宅地

地 積 12,994.70 平方メートル

(参考)

事件の概要

マンションの建設に伴う既存建物の解体工事を施行していた申立人が、当該解体工事の施工区域内に埋設されていた本件排水管を撤去したことに関し、申立人の本市に対する損害賠償支払義務は存在しないことの確認を求めたもの

地方独立行政法人市立大津市民病院中期計画の変更を認可することについて

地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第26条第1項の規定に基づき、次の地方独立行政法人市立大津市民病院中期計画の変更を認可することについて、同法第83条第3項の規定により、議会の議決を求める。

令和5年8月30日提出

大津市長 佐藤 健司

前文中「情勢を的確に捉え、」の次に「将来需要の推計を踏まえ増加が見込まれる症例への重点的な取組並びに」を加え、「提供や」を「提供及び」に改め、「果たしていくものである」の次に「。加えて、広く市民病院が認知されるための取組を実施していくものである」を加える。

第2第1項第1号イ中「連携した脳卒中センターにおいて」を「連携し」に改め、同項第2号エを次のように改める。

エ 周産期医療

分娩については、機能分担の推進や分娩取扱い施設の集約化の観点があることを踏まえ、地域の専門医療機関と協議を重ねながら、機能分化を進める。

第2第1項第3号アの表中「在宅医療機関及び介護関係機関訪問件数」を「在宅療養利用者訪問件数」に改め、同項第4号中「新型コロナウイルス感染症患者の重点医療機関である」を削り、「行う」の次に「。特に重症患者に対する積極的な治療の実施に加え、感染症の拡大状況に応じ、適時適切な体制を整え、感染症医療と一般医療の両立を図る」を加え、第2第2項第1号ア中「していく。」を「するとともに、回復期及び慢性期機能を担う病院との連携をより一層推進し、並びに救急搬送に関する大津市消防局との連携を更に強化する。」に改め、同号イ中「高齢者に多い疾患への対応を担い、」を「圏域の将来需要の推計を踏まえ増加が見込まれる医療需要への」に改める。

第3第1項第3号中「を図る」を「に向けて柔軟に対応する」に改め、同項第5号イ中

「施設整備や医療機器の導入及び更新については、次に掲げる事項について検証し、その効果を整理した上で、効率的かつ効果的な設備投資を計画し、実施する。また、設備投資に当たっては、大津市の理解を得た上で導入及び更新を行う。」

「施設整備や医療機器の導入及び更新については、次に掲げる事項について検証し、その効果を整理した上で、効率的かつ効果的な設備投資を計画し、実施する。また、設備投資に当たっては、大津市の理解を得た上で導入及び更新を行う。」

医療に関するDX（デジタルトランスフォーメーション）については、国の動向や医療機関を取り巻く状況などを見極め、患者サービスの質の向上、職員の業務負荷の軽減、医療の質の向上等を念頭に置いて推進する。

また、市民病院を標的とするサイバー攻撃に備え、情報セキュリティ対策に取り組んでいく。」

改め、第3第2項第1号ア中「全体経営会議等」を「会議（以下この号において「幹部会議」という。）」に改め、「また」の次に「、病院の経営上重要であると判断される内容については、これを幹部会議において十分に議論した後」を加え、同号イ中「全体経営会議等」を「幹部会議等」に改め、第3第3項第1号アを次のように改める。

ア 人材の確保等

(1) 人材の計画的な確保

診療機能の維持・強化のため、大学との密接な連携の強化に努め、広く人材を外部に求めることにより、医師、看護職員、薬剤師その他医療職の確保に努める。あわせて、チーム医療を支える認定医、認定看護師等の高い専門性を持った有資格者の育成に努めるとともに、診療報酬制度を熟知した人材の確保並びに医療経営に関し知見を有する人材の育成及び確保についても、将来的な院内配置を見据え、計画的に推進していく。

(2) 医師の働き方改革への対応等

国による働き方改革の要請を踏まえ、医師の労働時間短縮計画に基づき、業務範囲の拡大に関する研修を通じて、現行の制度下における可能な領域につき、円滑に医師の業務を他の職種へと移管する取組を行うとともに、医療従事者が働きやすい勤務環境の整備に努める。

(3) 研修医の確保

臨床研修センターにおいて、市民病院の特徴を生かし、また、大学附属病院や地域の医療機関と連携することで、研修医が幅広い研修を主体的に選択して実践することができる環境を整備し、今後も研修医の確保に向けた取組を継続する。

第3第3項第1号イ中「する」の次に「とともに、人材育成方針を確立していく」を加える。

第4第1項第2号ア中「また」の次に「、医療技術部門の人員を確保し」を加える。